

子ども手当

× 高等学校等
就学援助補助金

× 特定健診

× 福祉医療費

× 市県民税

暮らしの注目情報

◎新たに始まります。「子ども手当」

児

子ども手当に代わり、子ども手当の支給が6月から始まります。子ども手当は、次の世代を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援しようというものです。

中学校修了前までが支給対象

対象となるのは、市内に住所があり、中学校修了前(満15歳以後の、最初の3月31日までの間)の子どもを監護養育している人に支給されます。所得制限はありません。公務員は勤務先より支給されます。

支給日は6月・10月・2月の3回

子ども手当は、毎年6月・10月・2月のそれぞれ15日に受給者名義の金融機関の指定口座に振り込まれます。

6月支給	2月・3月分の児童手当と4月・5月分の子ども手当
10月支給	6月・7月・8月・9月分の子ども手当
2月支給	10月・11月・12月・1月分の子ども手当

1人当たり月額1万3000円

対象となる子ども1人につき月額1万3000円の子ども手当が支給されます。

手続きをお忘れなく

次の1〜4の場合は手続きが必要です。ただし、現況届の提出は必要ありません。

1. 平成22年3月末時点で児童手当を受給していない、中学3年生までの子どもを監護養育している人(児童手当を所得制限などで受給していなかった人を含む)

手続きが不要な場合は

1〜4のいずれにも該当せず、3月末の時点で安曇野市に児童手当の受給資格のあった人は、制度

◎引き続き実施します。「高等学校等就学援助補助金」

では、経済情勢の悪化により親の解雇・雇止め等で生活が困窮状態にあると認められる世帯に対し、生徒1人当たり1律3万円を支給する緊急措置を本年度も実施します。支給金は学用品や通学定期などの購入費に役立ててもらうことを想定しています。

市

支給要件 高等学校等へ通学する生徒(第3学年まで)を持つ、市内に住所を有する保護者で、次のいずれかに該当する人。ただし、生活保護世帯は該当しません。

- (1) 保護者の前年所得の合計が下図A〜Eを合計した基準額以下の場合。ただし、今年の所得が前年を大幅に下回り、基準額以下になると思われる場合も該当
- (2) 児童扶養手当を受給している生徒1人当たり 3万円

移行に伴う手続きの必要はありません。ただし、現況届の提出は必要です。(6月上旬の送付予定)

〇〇〇〇児童保育課児童係

(TEL) 0727 810703

●申し込み

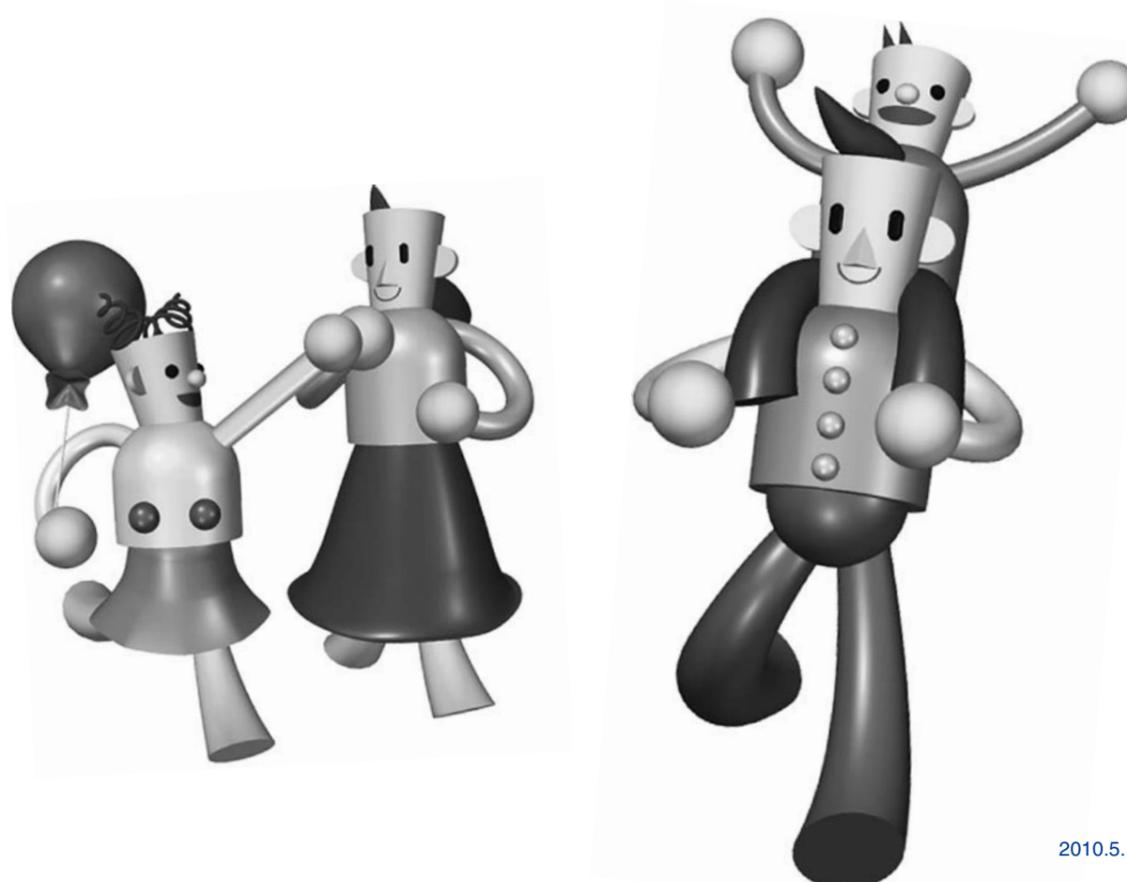
県内の高等学校等に通学する生徒の保護者の皆さんには、学校を通じて必要書類をお届けしています。内容をよくご覧いただき、申請を希望する場合は7月30日(金)までに教育委員会学校教育課または、各地域の公民館窓口へ申請書を提出してください。

県外の高等学校等に通学する生徒の保護者で通知が届かない場合、また、ご不明な点がありましたら左記へお問い合わせください。

※昨年度まで実施していた「私立高校等通学者奨学補助金」(定額2万円)は、本年度より高校授業料無償化など国の支援策に伴い廃止になりました。

〇〇〇〇学校教育課

(TEL) 623001 FAX 625721



0～11歳までの人数 320,112円×__人	+	12～19歳までの人数 496,944円×__人	+	20歳以上の人数 433,632円×__人	=	A
世帯人員数による加算額						
B	1人 569,664円	2人 641,328円	3人 717,180円	4人 750,972円	5人 760,008円	1人増すごと 9,024円
C	世帯人員数 13,956円×__人	D	世帯中の高校生の人数 76,320円×__人	E	1世帯当たり 115,200円	

※保護者と扶養している子の合計数を世帯人員数として算定します。
※平成22年4月1日現在を年齢の基準日とします。